

【2020 年第 9 号】

米国 「香港自治法」成立

2020 年 7 月 20 日

大場 恭子 (KYOKO OBA)

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2249-6975
E KYOKO_OBA@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2020 年 7 月 14 日、米国は「香港自治法—Hong Kong Autonomy Act(以下『本法』)」を成立した。本法は「香港国家安全維持法¹(以下『国安法』)」を施行した中国への制裁措置である。本稿では本法の原文を整理し、その内容について簡単に説明したい。

1. 背景

今年 5 月下旬、中国は「国安法」の導入を突然発表した。これを受け、米国は香港に高度な自治を認める「一国二制度」の形骸化が進むとして対中制裁を発表し、米上院により本法案が議会へ提出された。本法案は 6 月 25 日に上院を通過、7 月 1 日に下院による修正案が全会一致で可決され、翌日 2 日には再度上院にて全会一致で可決、7 月 14 日にトランプ大統領の署名によって成立した。

2. 主な内容

本法では、中英共同声明²や香港基本法に基づく中国の義務の違反に関与した外国個人と、その外国個人と重要な取引を行う外国金融機関を特定することを明記し、その対象個人・金融機関に対する制裁内容や例外規定、議会によるレビューなどを主に定めている。

本法の成立によって、香港の自治侵害に関わったとされる外国個人らへの資産凍結や米国ビザ発給拒否のほか、制裁対象者と重要な取引を意図的に行った外国金融機関に対しても、米国が制裁を科すことが可能となるが、以下、本法の内容について紹介する³。

¹ 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2020 年 8 号を参照：<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-08JP.pdf>

² 中国と英国が 1984 年に合意した文書であり、香港の返還や返還後の統治体制において、従来の資本主義体制や生活様式を返還後 50 年間維持すると明記し、「一国二制度」を保障する内容を定めている

³ 「香港自治法」原文は米国議会参照：<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/7440?q=%7B%22search%22%3A%5B%22hong+kong+autonomy+act%22%5D%7D&r=1&s=1>

項目	概要(抜粋)
制裁対象の特定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 以下のいずれかに該当する行動をとる外国個人は、中英共同声明または香港基本法に基づく中国の義務の不履行に貢献していると判断 <ul style="list-style-type: none"> 一. 香港の人々が集会・言論・報道の自由や独立した法の支配の享受を不可とさせる行動、または民主的活動への参加を不可とさせる行動 二. 香港の高度な自治を損なう行動 ▪ 本法制定後 90 日以内に、国務長官は財務長官と相談の下、中英共同声明や香港基本法における中国の義務侵害に関与したとみなされる人物を特定した報告書を関連議会等へ提出 ▪ 同報告の提出から 30 日以降 60 日以内に、財務長官は国務長官との相談の下、議会や政権指導部に対して同報告書で特定された個人と意図的に重要な取引を行う外国金融機関を特定する報告書を関連議会等へ提出 ▪ 情報公開によって機密情報源の侵害や犯罪捜査への妨害につながると司法長官や連邦捜査局長官等に判断される場合、当該個人の身元情報は公開されない ▪ 報告書の更新： <ul style="list-style-type: none"> 一. 提出された報告書は可能な範囲で継続的に更新されるとし、「香港政策法」⁴で定める年次報告とともに再提出されるとする 二. 「香港政策法」に基づく年次報告の提出終了に伴って、本法に基づき作成される報告書の更新を終了するとはしない
制裁対象となる外国個人への制裁	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 通常制裁一報告書の作成・更新において、外国個人が報告書に記載された日以降、大統領は当該個人に対して本章で定める制裁を科すことが可能 ▪ 強制制裁一報告書の作成・更新において、外国個人が報告書に記載された日から 1 年以内に、大統領は当該個人に関して本章で定める制裁を科す ▪ 制裁内容： <ul style="list-style-type: none"> 一. 財産取引において以下に該当する行為を禁止する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国の管轄権の下にあり、当該外国個人が利害を有する資産の取得、保持、差し押さえ、使用、移転、引き出し、輸送、輸出 ➢ 上述財産に関する権利等の行使 ➢ 上述財産に関連する取引 二. 国務長官によるビザ発給拒否、国土安全保障長官による米国からの追放
制裁対象となる外国金融機関への制裁	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 初動制裁一報告書の作成・更新において、外国金融機関が報告書に記載された日から 1 年以内に、大統領は当該金融機関に対して本章で定める以下 5 つ以上の制裁を科す ▪ 拡大制裁一報告書の作成・更新において、外国金融機関が記載された日から 2 年以内に、大統領は当該金融機関に対して本章で定める以下全制裁を科す ▪ 制裁内容： <ul style="list-style-type: none"> 一. 米国金融機関からの融資禁止 二. 連邦準備制度委員会やニューヨーク連邦準備銀行は当該外国金融機関を米国のプライマリーディーラーとして指定、または指定の継続不可 三. 当該外国金融機関による米公債の預託期間サービス・取り扱い不可 四. 米国管轄権の下での当該外国金融機関が関与する外国為替取引の禁止 五. 金融機関間や金融機関経由、金融機関向けにおける債権取引や支払いにおいて、米国管轄権下で当該外国金融機関が関与する範囲の取引禁止 六. 米国の管轄権の下での当該外国金融機関が利害を有する財産の取得、保持、差し押さえ、使用、移転、引き出し、輸送、輸出、財産の権利等の行使、財産を含むその他取引の禁止 七. 米国管轄権の下にある商品、ソフトウェア、テクノロジーに関して当該外国金融機関に直接/間接的に輸出・再輸出・移転を禁止 八. 米国の個人が当該金融機関に対して投資、債券等の購入禁止 九. 当該外国金融機関の職員や主要幹部、株主を有する外国個人に対する米国からの排除命令

⁴ 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2019 年 15 号を参照：<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2019-15.pdf>

	<p>十. 当該外国金融機関の主要経営者や職員、また同様の機能や権限を有する個人に対して上記一から八の制裁を適用</p>
<p>制裁の免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不承認決議⁵が制定されない限り、以下全ての条件を満たすと判断される場合は、米大統領によって当該外国個人または当該外国金融機関に対する制裁の免除が可能 <ul style="list-style-type: none"> 一. 米大統領により権利放棄が米国の国家安全保障上の利益となると判断 二. 米大統領が関連委員会等へ放棄の理由等をまとめた報告書を提出 ▪ 不承認決議が制定されない限り、当該外国個人または当該外国金融機関がとった行動が以下全てに該当すると判断される場合、米大統領によって制裁措置を終了し報告書から削除することが可能 <ul style="list-style-type: none"> 一. 中英共同宣言および香港基本法に基づく中国の義務に反する重大かつ継続的な悪影響を及ぼさない 二. 今後繰り返される可能性が低い 三. 当該外国個人または当該外国金融機関による積極的な対応により取消、または軽減された

今後は、本法制定日から 90 日以内に制裁対象となる外国個人を特定する報告書が米議会に提出され、同報告の提出から 30 日以降 60 日以内に当該個人と取引を行う外国金融機関を特定する報告書が提出される。なお、制裁対象者リストで制裁対象金融機関として特定されてから初動制裁の発動までに最大 1 年間の猶予期間があり、当該金融機関が制裁対象者との取引解除・資金凍結を行ったと米国が判断すれば制裁措置が免除される。

3. まとめ

現状、「国安法」をきっかけとする米国の制裁に注目が集まり、香港の金融機能としての役割が懸念されているが、香港の金融機関に対する制裁については、制裁発動までの猶予期間、一定要件を満たす際の制裁免除措置に加え、大規模な金融制裁が発動されれば、香港に拠点を置く米国企業へ甚大な影響が発生する観点から、実際に金融機関を対象とした制裁措置の発動の可能性は低いとみられる。

一方で、本法成立当日の 14 日、トランプ大統領はホワイトハウスで記者会見を行い、本法成立の発言の他、香港に認めてきた経済面などの優遇措置を廃止する「大統領令」⁶にも署名し、「香港を中国本土と同様に扱う」と述べた。

「大統領令」では、香港パスポート所有者への優遇除外や重要技術に関する香港への輸出制限、米国－香港間における船舶国際運航から生じる所得の課税免除の合意を終了する方針などが盛り込まれ、大統領令の署名日から 15 日以内に、米省庁によって上記に関し必要な措置が講じられることとなっている。なお、今回の「大統領令」に、香港ドルと米ドルの自由両替やペッグといった通貨政策については特に言及されておらず、香港の産業の柱の一つである貿易面に関しては、香港は WTO 加盟メンバーであることから、各国が米国の制裁措置に追随しない限り、今後香港の独立関税区のステータスがなくなることは想定しにくい。

⁵ 米連邦政府機関の規制を無効にするための米議会における決議で、ここでは対象人物・機関への制裁無効を不承認とする内容の決議を指す

⁶ 詳細はホワイトハウス公表の「大統領令」参照：<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidents-executive-order-hong-kong-normalization/>

また、「大統領令」に付随する「国際緊急経済権限法」⁷に基づいた国家緊急事態宣言は、「国安法」において人権侵害行為を行った人物が米国に保有する資産を凍結するために必要な手続とみられる等、この宣言自体が潜在的にはより広範囲で制裁を行う権限を大統領に付与するものであることから、今後の動向に注意すべきである。「香港自治法」に基づく米国の制裁とともに、優遇撤廃の動きと香港のビジネス環境への影響に関して引き続き注視していきたい。

以上

本資料は、参考のみを目的として、MUFG Bank, Ltd. (以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。本資料に含まれる情報は、当行が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

Copyright 2020. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.

⁷ 1977年に施行された米国の法律であり、安全保障・外交政策・経済に対する異例かつ重大な脅威に対し、非常事態宣言後、金融制裁を講じる。外国組織や外国個人の資産没収、外国為替取引・通貨及び有価証券の輸出入の規制・禁止などが挙げられる。